

令和3年由仁町議会第1回定例会 第1号

令和3年3月4日（木）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和2年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 由仁町介護 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
保険条例審査
特別委員会
報告第 1号
（令和3年
第2回臨時会
議案第1号）
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
（由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 7 議案第 1号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第 2号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 3号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 4号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 令和3年度町政執行方針
- 15 令和3年度教育行政執行方針
- 16 議案第 8号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の制定について
- 17 議案第 9号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第11号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関
する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第12号 由仁町老人福祉事業基金条例を廃止する条例について

- 2 1 議案第 1 3 号 由仁町奨学金貸与条例を廃止する条例について
- 2 2 議案第 1 4 号 令和 3 年度由仁町一般会計予算について
- 2 3 議案第 1 5 号 令和 3 年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 2 4 議案第 1 6 号 令和 3 年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 2 5 議案第 1 7 号 令和 3 年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 2 6 議案第 1 8 号 令和 3 年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 2 7 議案第 1 9 号 令和 3 年度由仁町水道事業会計予算について
- 2 8 議案第 2 0 号 令和 3 年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 2 9 議案第 2 1 号 令和 3 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 3 0 一般質問
- 3 1 会議案第 1 号 閉会中の所管事務調査について
- 3 2 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 10 番	熊 林 和 男 君	副議長 9 番	後 藤 篤 人 君
1 番	大 畠 敏 弘 君	2 番	加 藤 重 夫 君
3 番	早 坂 寿 博 君	4 番	羽 賀 直 文 君
5 番	浮 田 孝 雄 君	6 番	平 中 利 昌 君
7 番	大 竹 登 君	8 番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大島君、2番 加藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

早坂議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

議会運営委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月1日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、今定例会の付議事件であります。報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分した事件の報告1件、令和2年度各会計補正予算案7件、条例の訂正案1件、条例の一部改正案3件、条例の廃止案2件、令和3年度各会計予算案8件、計22件であります。議会提出案件として由仁町介護保険条例審査特別委員会報告1件、閉会中の所管事務調査について1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、3件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、報告第1号及び議案第1号から議案第13号については単独上程とします。令和3年度各会計予算案については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査とします。令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月8日正午とします。一般質問については、休会後の12日に行うこととします。これを基に本定例会における日程の審議をしたところ、会期は3月4日から18日までの15日間とします。

本会議及び議事の日程は、1日目、4日は日程第1から日程第29まで、2日目、12日は日程第30、一般質問のみとします。最終日、18日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件等全般について審議した結果、今定例会の会期については3

月4日から18日までの15日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの15日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和2年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和2年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和2年第4回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで3月1日現在6,805件、1億2,919万円となっており、前年度同時期と比べますと件数では2,411件、金額では1,279万円の増となっております。増加の要因としては、新規の協賛事業者が増え、返礼品のバリエーションが豊富になったことと、コロナ禍の巣ごもり需要が高まったことを受け、食料加工品が安定的な人気を保ち、

多くの申込みをいただいたことが挙げられます。来年度におきましてもさらなる寄附金の増額を目指して由仁町を積極的にPRするとともに、返礼品の新規発掘と確保に努めてまいります。

第2点目は、令和2年度中に締結した災害時等に関する協定についてであります。昨年の7月28日に有限会社レスキュー福山と災害時における応急対策の協力に関する協定を締結いたしました。この協定は、災害発生時において特殊用途自動車である大型レッカー車により、町が管理する道路等において車両通行の妨げとなる立ち往生車両や路上放置車両等の撤去を要請できるものであり、救命、救急活動や緊急物資輸送に係る車両の安全運行と道路災害の拡大防止を目的とするものであります。このほか昨年12月21日に新栄クリエイティブ株式会社、愛知時計電機株式会社札幌支店、住友重機械エンバイロメント株式会社北海道支店、株式会社明電舎北海道支店のそれぞれ4社と上下水道施設において災害時等における技術支援や資材の調達、人員の動員など危機管理体制を強化し、生活に欠かすことのできないライフラインである上下水道機能の継続と早期回復を目的として災害時等の協力に関する協定を締結いたしました。これによりまして、当町の災害時等に関する協定は、今年度締結いたしました5件と合わせて合計21件となったところであります。今後も災害時における被害の拡大防止と早期復旧を目指し、多くの企業、組織と連携しながら災害時等に関する協定の締結を進め、町民の皆さんが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

第3点目は、由仁町立診療所の医師の確保についてであります。町立診療所は、訪問診療をはじめとした在宅医療を中心に事業運営を行っており、その成果は着実に現れております。しかし、現員の医師数では今後の事業継続や患者の需要動向への対応も難しい状況が見込まれ、医師の充足が重要な課題となっております。これまで北海道をはじめ地域医療振興財団、全国自治体病院協議会やホームページにより医師確保に向け、診療所のPR活動などを積極的に行ってまいりました。その結果新たに6月から着任する医師が決まりましたので、報告をいたします。医師は金本一氏で53歳、現在安平町の医療法人同和会追分菊池病院に勤務されており、専門は内科であります。金本先生は、地域医療に造詣が深く、当診療所の取組に感心を持ち、勤務することを希望されました。今後も必要な医療従事者を確保しながら、在宅療養の支援をさらに展開し、町民の皆さんに安心と安定した医療の提供を行い、由仁町が目指している地域包括ケアシステムを充実させながら町立診療所の経営改善に努めてまいります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の第1太田線道路改築工事は、昨年12月21日に完成いたしました。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川地区管路・処理施設第5工区工事及び農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川地区処理施設第6工区工事は明日3月5日に完成の予定となっております。次に、水道事業のヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、ほぼ完了し、しゅん工書類の整理を行っているところであり、3月19日に完成の予定となっております。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和2年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和2年度新体力テストの結果についてであります。新体力テストは学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的とし、毎年札幌市を除く道内全ての小中学校を対象に実施されており、このほど北海道教育委員会が本年度の調査結果を公表したところであります。なお、本年度は全国調査として実施される全国体力・運動能力、運動習慣等調査が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっており、道に対する調査記録の提出も任意とされたことから、公表値は傾向として示されたものであります。道の調査結果といたしましては、学校の臨時休業や外出自粛、部活動の自粛等によって全般的に体力の低下が見られ、特にスピード及び持久力の低下が特徴となっております。当町の結果につきましても同様の傾向が見られ、全国調査の対象となる小学5年生と中学2年生の昨年度の調査結果との比較では、小学校男子は調査項目8項目中7項目、女子は6種目において前年度の記録を下回っており、中学校においても男子が5種目、女子は4種目において前年度の記録を下回る結果となっております。内訳では、反復横跳び、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びなどスピードや持久力を示す種目の低下が目立つ傾向となっております。

第2点目は、令和3年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月の由仁中学校卒業予定者は33名で全員が高等学校等への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、管内の公立高校には岩見沢農業高校に6名、栗山高校に5名、岩見沢緑陵高校に4名、岩見沢東高校、岩見沢西高校、長沼高校にそれぞれ2名、管外の公立高校には追分高校に2名、札幌月寒高校、千歳高校、千歳北陽高校、北広島高校、北広島西高校、旭川工業高校にそれぞれ1名、計29名が出願しております。また、私立高校には、札幌大谷高校、札幌静修高校、立命館慶祥高校、海星学院高校にそれぞれ1名が出願しております。なお、公立高校の一般受験は学力検査を3月3日に行う予定でしたが、悪天候のため本日3月4日に延期されたところであり、合格発表は3月16日に予定されております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号（令和3年第2回臨時会議案第1号） 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、令和3年第2回臨時会、令和3年2月9日の会議において由仁町

介護保険条例審査特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところではありますが、審査が終了した旨の報告が議長の元に来ておりますので、委員長の報告を求めます。

大竹委員長

○7番（大竹 登君） 由仁町介護保険条例審査特別委員会についての報告をいたします。

令和3年2月9日開会の由仁町議会第2回臨時会において本委員会に付託された事件については、2月9日に特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査結果を由仁町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

事件番号、令和3年第2回臨時会議案第1号、件名、由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

審査の結果、上記原案を可決といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりました。

本件は特別委員会において審議が行われており、質疑はないものと思いますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 今回の介護保険条例の一部改正、これについては反対いたします。

その理由は、今日本の制度の中では国民皆保険制度、これは恐らく町長も副町長も御存じだと思います。国民はとにかくこの保険料をお支払いくださいよと、これは医療分、高齢者の支援分、それから介護の分と。これができたのは昭和33年です。その後、平成元年に消費税が3%初めて導入されました。この理由は全て老人介護の部分ですね。昭和33年に出来上がった国民健康保険制度、これではもう老人の医療にはついていけないと。取りあえずそれを国保料値上げでは無理でしょうと。それに代わる財源を見つけましょうということで消費税の3%、これはもう皆さんご承知のとおりです。実際にこの介護の保険条例が施行されたのは平成12年です。その間、平成9年には再度3%から5%に消費税が上げられました。これは、もう財源が確実に足りない。当初65歳以上の高齢化率が6%だったのが既に平成12年度では30%に、これはもう当然財源が追いついていかないと。

昨年来感染症、コロナがまだ継続しております。その中で皆さんご承知のとおり国民皆保険制度、これが完全に崩れました。医療のほうも崩れました。自宅で亡くなる方、あるいは宿泊所で医療を受けられないで亡くなる方、これは介護保険施設でもそうです。その中でなぜ今回わざわざこの保険料値上げに対して行政側のほうで提案されたのか、これは私はもう大変疑問に思う。国の制度は、確かにこれは大事です。それが時と場合によってはきちっと町長が判断して今回は延期すると、そのぐらいの腹積もりでないと町民の安心、安全は絶対守れないはずだ、これを再度延期提案するように私は反対いたします。

○議長（熊林和男君） 賛成の討論の発言を許します。誰かありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これにて討論を終結いたします。

○5番(浮田孝雄君) 賛成討論はどうした。

○議長(熊林和男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時58分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

賛成者の発言を許します。

後藤君

○9番(後藤篤人君) このたびの介護保険条例の審査特別委員会の報告で今採決をする場において、先日先般の2月9日に特別委員会を開会いたしまして、そのときに特別委員会の中で採決をいたしました。その折は反対が一人もいなかったということで、今回についてはちょっと反対討論が出るとはという考え方をしていなかったもので、大変遅くなりましたが申し訳なかったですけれども、この条例についてはいろんな介護保険の条例改正自体と町財政を含めて非常に厳しいことになるのではないかとということで町のほうから説明を受けまして、私ども議員といたしましては全員賛成ということで考えておりましたので、この案について私は今さら討論する気もありませんし、このまま行きたいと思っております。以上です。

○議長(熊林和男君) 反対の討論はありますか。1人1回で。

○5番(浮田孝雄君) 今の副議長の発言大変問題だ。委員会の採決は2人が反対している。ここは本会議場だ。副議長、そういう発言はきちんと責任を取りなさい。何を言っている。

○議長(熊林和男君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

後藤君

○9番(後藤篤人君) 大変失礼いたしました。私のちょっと考え違いで、採決のときには賛成多数ということで、反対の方が2人いたということでご報告させていただきます。以上です。

○議長（熊林和男君） ほかに反対討論の方はおられますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） なければ、これにて討論を終結したいと思います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。賛成多数です。

よって、本案は成立をいたしました。

◎日程第6 報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について（由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第1号、由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の報告について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について(由仁町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)の報告を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第1号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第1号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではほほえみの家管理委託料の追加及び農業関係事業費の増額、本年度事業等の完了に伴う予算整理などで、歳入では町民税の追加及び国庫支出金の増額、事業費確定に伴う補助金等の整理などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第2号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額などで、歳入では国民健康保険税及び事業費確定に伴う道支出金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申を頂いているところであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中島 哲君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第3号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水建設費などの予算の整理で、歳入では補償費及び補助金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第4号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では事務処理システム改修費や保険給付費、地域支援事業費の減額及び基金積立金の増額などで、歳入では保険給付費、地域支援事業費の減額に伴う負担金及び交付金、繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では病理検査手数料の増額及び人件費の予算整理などで、歳入では診療報酬の増額及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費などの予算整理で、歳入では一般会計繰入金及び道支出金を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 令和3年度町政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第14、令和3年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行いますので、ご了承をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第15 令和3年度教育行政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第15、令和3年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（田中宣行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承を願います。

◎日程第16 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第8号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町村選挙における立候補者の負担軽減と選挙運動の機会均等を図ることなどを目的とした公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第8号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が交付、施行されたことに伴い、由仁町議会議員及び由仁町長における選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めようとするものであります。

初めに、公職選挙法の改正内容について説明をさせていただきます。町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまでは都道府県及び市を対象としていた選挙公営、

国または地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度でございますが、その選挙公営を町村にも拡大し、町村議会選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されたところであります。これによりまして、法律が施行された令和2年12月12日以降に選挙期日を告示する町議会議員選挙及び町長選挙から選挙運動費用の公費負担制度を導入することを目的として条例を整備するものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書19ページをお開きください。由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

第1条は、条例の趣旨であります。公職選挙法の規定に基づき、由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担であります。候補者は、候補者届出のあった日から選挙期日の前日までの日数に6万4,500円を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定しております。ただし、公費負担を受けることができるのは供託物が没収にならない候補者に限られ、このほかの公費負担の対象につきましても同様となります。

20ページをお開きください。第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出であります。選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、由仁町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続であります。第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合を規定しており、町は有償契約の相手からの請求に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー、ハイヤー事業者との運送契約である場合は1日当たり6万4,500円までの合計金額を契約の相手方に対して支払うことを規定しております。

21ページを御覧ください。第2号は、第1号の一般運送契約以外である場合を規定しており、選挙運動用自動車の借入れは1日当たり1万5,800円までの合計金額を、燃料代は1日当たり7,560円に選挙運動日数を乗じて得た合計金額までを、運転手の報酬は1日当たり1万2,500円までの合計金額をそれぞれ契約の相手方に対して支払うことを規定しております。

22ページをお開きください。第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定であります。選挙運動用自動車の使用に関し、同一の日にタクシーやハイヤー貸切りなど一般運送契約とそれ以外の契約が締結されているときには、候補者が指定するいずれかの契約のみについて適用することを規定しております。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担であります。選挙運動用ビラ作成の公費負担を定めるもので、第8条で規定する額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成できることを規定しております。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出であります。選挙運動用ビラの公費

負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラ作成に関し有償契約を締結し、由仁町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続であります。選挙運動用ビラ作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価の上限額を7円51銭とし、公職選挙法に定められた枚数の範囲内で作成されたビラについて、町は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを規定しております。なお、公職選挙法で定められたビラの作成枚数の上限は、町議会議員選挙は1,600枚、町長選挙では5,000枚となります。

23ページを御覧ください。第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担であります。選挙運動用ポスター作成の公費負担を定めるもので、第11条で規定する額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成できることを規定しております。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出であります。選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスター作成に関し有償契約を締結し、由仁町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続であります。選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払い手続を定めるもので、1枚当たりの作成単価の上限額を525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に6万2,100円を加えた金額からポスター掲示場の数で除して得た金額とし、ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数を限度として町は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを規定しております。

24ページをお開きください。第12条は委任で、条例の施行に必要な事項は由仁町選挙管理委員会が定めることを規定しております。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 何点か質問いたします。

まず最初、由仁町議会議員及び由仁町長の選挙、この異なる選挙、片っぱは行政府の長を選ぶ選挙、もう片っぱは立法府の議員を選ぶ選挙、なぜこれ区分けして条例をつくらないうで一緒になるのですか。おかしいでしょう。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長

○総務課長（野島 健君） ただいまの質問でございますが、根拠法令となります公職選挙法が1つの区分として取り扱っているものでございますので、区分をしていないということで回答をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それは、もう全然答弁になっておりません。公職選挙法141条以下、選挙運動について、これの附則の部分の箇条書したもの、ここによろやと今回の条例つくってもいいですよ、つくらなくてもいいですよ、こういう文言が書かれております。さあ、町長、どうしますか。一応憲法では3権が分類されています。先ほど質問したように行政の長を選ぶ選挙と立法府の議会議員を選ぶ選挙と一緒にしていいと今課長が答弁しました。こんなことあるのですか。びっくりします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの浮田議員のご質問にお答えをいたしますが、いわゆる条例の作成という点に関しまして、町長選挙と議会議員選挙を1本の条例にしないで2本の条例として、性質が別なものだから2本の条例をつくるべきだというのは、これは一つの考え方だと思います。条例の策定段階においてそれぞれ条例を分けて制定することは可能であると思います。しかし、私どものほうといたしましては、この条例制定の根拠となる公職選挙法の規定においてこの町長選挙と議会議員選挙が一つの条文の中に規定されていることから、立法府と行政府と性質は異なりますが、いずれも町民によって選ばれて町政の立場は違いますが、運営をしていくという民主主義の原点に立ち返って選挙が行われるものという考えであれば、あえて条例を2本に分ける必要はないと考え、一つの条例として提案させていただいた次第であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 先般の全員協議会の中で課長説明の中に今回の条例として、その理由としてなかなか若い人の立候補予定者がいないと、こういうお話も出ました。公費を負担するという事は、どうなのでしょう。何かそうしなければならない理由というものはあるのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 本条例の提案理由及び内容の説明をさせていただいたときに、町村選挙における立候補者の負担軽減と選挙運動の機会均等を図ることなどを目的というふうに私は説明をさせていただきましたが、今回のこの条例の制定というのは町長及び町議会議員選挙、3か月の住所要件をクリアして、一定の年齢を超えて由仁町のために行政府あるいは立法府のほうで活躍したいという意欲を持っている方の資産の状況によってその道が閉ざされるものではないと私は考えております。この条例の目的は、最初に提案理由

をお話しさせていただきましたなどの中には、私はこの資産の状況によるということが含まれていると解釈をしているところでもあります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 当議会でも昨年の3月から特別委員会を設置しまして、議員定数の見直しだとか、議会の改革だとか議論しております。まだ結論は出ておりません。その矢先に行政のほうでこういう条例をつくると。やはりこれは議会側のほうから議員立法をかけてこういう条例をつくりたいと、これが筋でしょう。今回の行政のほうから提出するこの案件については大反対いたします。

○議長（熊林和男君） 賛成討論の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は、ただいま議題となっております由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例の制定の趣旨は、令和2年12月22日に施行された改正法案、公職選挙法においてお金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担制限が拡大されたため、町が条例を定めることにより議会議員選挙及び町長選挙における公費負担が可能になるものであります。資産の多少にかかわらず誰もが立候補や選挙運動の機会を平等に保てるようにするため、一定の範囲で町が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度であり、私は適正なものであると考え、賛成討論といたします。

○議長（熊林和男君） ほかに反対討論の方おられますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） なければ、これで討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） お座りください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第9号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、マイナンバーカード等による健康保険の資格確認が可能になったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第9号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和元年5月22日に公布されました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律のうち、オンライン資格確認の導入に関する部分が令和2年10月1日から施行され、個人番号カード等による健康保険の給付資格の確認が可能となったため、改正を行うものであります。

改正については新旧対照表で説明をしますので、議案第9号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。初めに、第7条であります。従来健康保険の給付を受ける資格確認は、被保険者証または組合員証を提示することで行われておりましたので、医療費助成を受給する際には同時に受給者証を提示するよう規定しておりましたが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に伴い、必ずしも被保険者証または組合員証を提示する必要がなくなりました。しかしながら、全ての医療機関でこの仕組みが導入されるわけではなく、引き続き被保険者証及び組合員証を利用することも可能であることから、医療給付の受給資格確認の際に受給者証を提示するよう文言を改めるものであります。

第8条及び第10条は、文言の整理であります。

最後に、附則であります。附則は施行期日でマイナンバーカードの健康保険証として

の利用開始日は具体的に指定されておりませんので、改正条例の公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、訪問介護自立支援事業において、支援対象者の範囲を拡充する見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改

正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例第2条第3号オに規定しております訪問介護自立支援事業、生活管理指導派遣は、介護保険の第1号被保険者であって、要介護、要支援の認定を受けていない方及び総合事業のチェックリストに該当しない方に対し、在宅生活の支援としてヘルパーを派遣する事業であります。ヘルパーを派遣するホームヘルプサービスにつきましては、介護保険法及び障害者総合支援法に基づき行われているところでありますが、法に基づくサービスの対象とならない第1号被保険者であって、サービスが必要と認められる方に対して本条例によりヘルパーを派遣するサービスを提供しているところであります。

このたびだいま申し上げました介護保険法及び障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない方であって、かつ介護保険第1号被保険者でない方、64歳以下の高齢者でない方ということになりますが、その方において日常生活においてヘルパーによるサービスが必要と認められる事案を町内で確認したところであります。この事案に対応すべく、本事業の対象者の範囲を拡充するため、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第10号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第3条は対象者で、第12号で訪問介護自立支援事業の対象者を介護保険法に規定する第1号被保険者で、要介護認定及び要支援認定を受けていない者並びにチェックリストに該当しない者と規定しているところであります。改正案では現行の対象者をアで規定いたしまして、イとして新たに総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスの給付を受けておらず、かつ規則で定める疾病の診断を受けている者を規定しようとするものであります。なお、規則で定める疾病は線維筋痛症を定める予定としていくところであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第11号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、条例の基準であります厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第11号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、まず第1条として、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部改正。第2条といたしまして、由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正。第3条といたしまして、由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正。第4条といたしまして、由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。以上4つの条例の一部改正で構成されており、それぞれ基準となります厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正の内容について説明いたしますので、議案第11号証資料1、由仁町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例案説明資料を御覧願います。

資料1 ページ目になります。まず、この説明資料の構成といたしまして、先ほど申し上げました4つの条例改正におきまして、改正内容が同様の内容であるものにつきましては

共通改正項目として整理しており、それ以外の改正につきましては個別改正項目として整理しているところであります。

まず、第1条、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部改正の概要であります。共通改正項目の説明をいたします。まず1点目、一般原則、基本方針として第3条におきまして利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する体制整備、従業者への研修実施の措置について規定を追加するものであります。

次に、運営規定の掲載項目追加といたしまして、第31条から記載の第186条までにおきまして、運営規定に虐待防止の措置に関する事項を定めなければならない旨の規定を追加するものであります。

次に、ハラスメント対策の強化といたしまして、第32条から記載の第187条までにおきまして、職場におけるハラスメント対策に必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加するものであります。

2ページ目をお開き願います。業務継続に向けた取組の強化といたしまして、第32条の2におきまして、感染症や非常災害の発生時におけるサービス継続のための業務継続計画の策定のほか、必要な措置を講じるものとする規定を追加するものであります。

次に、会議等におけるIC機器の活用といたしまして、第33条から記載の第182条までにおきまして、感染症予防のための会議等にテレビ電話装置などを活用することができるものとする旨の規定を追加するものであります。

次に、感染症対策の強化といたしまして、第33条、第59条の16、第171条におきまして感染症が発生し、または蔓延しないようにするため委員会の開催、指針の整備、研修訓練を行うよう措置を講じるものとする規定を追加するものであります。

運営規定等の掲示に係る見直しといたしまして、第34条におきまして重要事項に関しいつでも自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる旨の規定を追加したものであります。

次に、高齢者虐待防止の推進といたしまして、第40条の2におきまして虐待の発生、またはその再発を防止するための措置として委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、または実施担当者を置くこととする旨の規定を追加するものであります。

次に、認知症介護基礎研修の事項の義務づけといたしまして、第59条の13、第123条、第146条、第169条、第187条におきまして、介護に直接携わる職員のうち資格を持たない無資格者に対しまして、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加するものであります。

次に、地域と連携した災害への対応の強化といたしまして、第59条の15におきまして避難等訓練の実施に地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする旨の規定を追加するものであります。

次に、記録の保存等に係る見直しといたしまして、第203条におきまして諸記録の保存、交付等につきましては電磁的対応を認めるものとする旨の規定を追加するものであります。

準用規定であります。第59条から記載の第202条におきまして、主に新設されま

した業務継続に向けた取組の強化や高齢者虐待の推進などの規定について準用するための改正であります。

3ページをお開き願います。こちらからは個別改正項目となります。まず、従業者の人数といたしまして、第6条におきまして新設される第47条第4項各号においても同じ扱いとすることとするための改正であります。

オペレーターの配置基準等の緩和といたしまして、第47条において併設施設との兼務や随時訪問サービス訪問介護員等との兼務ができることの規定を追加するものであります。

同じく第56条におきまして、他の訪問介護事業所の一部を委託すること、また複数の事業所間でオペレーターによる通報の受付を集約化することができるよう改正するものであります。

次に、サービス付高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保といたしまして、第57条において事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、その建物に居住する利用者以外にもサービス提供を行うよう努める旨の規定を追加するものであります。

次に、管理者の配置基準の緩和といたしまして、第66条において管理上支障がない場合は本体施設事業所の職務と併せて、その事業所のほかの職務に従事することを可能とする旨規定を改正するものであります。

次に、人員配置基準の見直しといたしまして、第82条、第83条において介護老人福祉施設または介護老人保健施設を併設する場合において、管理上支障がない場合は管理者、介護職員の兼務を可能とする旨規定を改正するものであります。

次に、過疎地域等におけるサービス提供の確保といたしまして、第101条におきまして事業所の効率的運営に必要であると町が認めたときには、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする旨の規定を追加するものであります。

次に、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しといたしまして、第110条において1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている体制について、3ユニットの場合であって一定要件を満たすことで、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることを可能とする旨規定を改正するものであります。

4ページをお開き願います。地域の特性に応じた認知症グループホームの確保といたしまして、第110条、第111条におきましてサテライト型事業所の基準を設けるとともに、勤務等により代表者、管理者を配置しないことができることや、介護支援専門員ではない認知症介護実践研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにする旨の規定を追加するものであります。

同じく第113条におきまして、ユニット数について原則1または2、必要と認められる場合は3とされているところを1以上3以下とする旨規定を改正するものであります。

次に、外部評価に係る運営推進会議の活用として、第117条においてこれまでは外部評価を受けなければならないとされておりましたが、既存の外部評価と運営推進会議のいずれかからの評価を受けることとする旨、規定を改正するものであります。

次に、栄養ケアマネジメントの充実として、第151条におきまして現行の栄養士に加

えて管理栄養士の配置を位置づける旨規定を改正し、ただし書として他の施設との連携により支障がないときは栄養士または管理栄養士を置かないことができる旨規定を改正するものであります。

同じく第163条の2におきまして、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととする規定を追加するものであります。

次に、介護保険施設の人員配置基準の見直しといたしまして、第151条において従来型とユニット型を併設する場合において支障がない場合は、介護、看護職員の兼務を可能とする旨規定を改正するものであります。

口腔衛生管理の強化といたしまして、第163条の3において入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこととする規定を追加するものであります。

次に、保湿ユニット型施設の設備、勤務体制の見直しとして、第180条において保湿ユニット型施設について現行のおおむね10人以下から原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものと見直しをする旨規定を改正するものであります。

5ページをお開き願います。次に、第2条関係になります。由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正の概要であります。共通改正項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり4条共通でありますので、第1条と重複いたします。説明は割愛させていただきます。

6ページをお開き願います。下段、個別改正項目であります。この後の第3条関係、第4条関係にはありませんが、先ほど説明いたしました第1条関係と重複いたしますので、こちらにつきましても説明は割愛させていただきます。

8ページをお開き願います。第3条は、由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正の概要であります。この条例につきましては、条例の改正につきましては共通改正項目のみでありますので、説明は割愛させていただきます。

9ページをお開き願います。第4条関係といたしまして、由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要であります。まず共通改正項目につきましては説明を割愛いたします。

10ページをお開き願います。個別改正項目といたしまして、まず管理者要件として第6条におきまして市民介護支援専門員の確保が困難で、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員を管理者とすることができることとする改正であります。

次に、質の高いケアマネジメントの推進といたしまして、第7条において訪問、通所介護、福祉用具貸与などの各サービスの割合や提供回数のうち同一事業者によるものの割合を利用者に説明を行う旨の規定の改正であります。

次に、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応といたしまして、第16条において区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護がサービスの大部分を占めるケアプランを点検、検証する旨の規定を追加するものであります。

管理者要件に係る経過措置といたしまして、附則第2項におきまして第6条第2項の経

過措置延長の規定について改正するものであります。

附則第3項では、令和3年3月31日までに附則第2項の経過措置の規定を適応している場合の読替え規定について追加するものであります。

議案第11号証資料の2、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

議案書の64ページをお開き願います。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第4条関係の附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に次の1項を加える改正規定は公布の日から施行し、同じく第4条関係の第16条第20号に次の1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行しようとするものであります。

第2項は虐待の防止に係る経過措置で、65ページを御覧願います。令和6年3月31日までの間は、第1条関係から第4条関係の新条例に規定いたします虐待の防止に係る義務規定を努力義務規定とする経過措置であります。

66ページをお開き願います。第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置。

67ページに移りまして、第5項の認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置は、第2項同様令和6年3月31日までの間、第1条関係から第4条関係の新条例の規定におきまして、それぞれ義務規定とされている関係規定について努力義務規定とする経過措置であります。

第6項の栄養管理に係る経過措置、第7項の口腔衛生の管理に係る経過措置は、令和6年3月31日までの間、第1条関係の新条例の規定においてそれぞれ義務規定とされている関係規定について努力義務規定とする経過措置であります。

68ページをお開き願います。第8項は、施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置で、令和6年3月31日までの間、第1条関係の新条例の規定において感染症の予防及び蔓延防止のための訓練の定期的な実施については努力義務規定とする経過措置であります。

第9項は、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置で、この条例施行の日から試算して6か月を経過する日までの間、第1条関係の新条例の規定において事故発生の防止及び発生時の対応に係る担当者の配置については努力義務規定とする経過措置であります。

第10項は、ユニットの定員に係る経過措置で、この条例の施行の日以降当分の間は第1条関係の新条例の規定において10人を超えるユニットを整備する施設における介護職員及び看護職員の人数及び勤務体制の基準を満たすほか、実態を勘案した職員配置に努めることとする経過措置であります。

第11項は、既存建物の居室であって、第1条関係の改正前の条例による改修した居室に係る要件を満たしている居室については、なお従前の例によるものとする経過措置であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第20、議案第12号 由仁町老人福祉事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 由仁町老人福祉事業基金条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、老人福祉事業基金について地域福祉基金との整合、統合を図るため、条例を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第12号 由仁町老人福祉事業基金条例を廃止する条例について内容の説明を申し上げます。

由仁町老人福祉事業基金条例は、昭和62年9月に制定し、老人福祉事業に要する資金に充てるため基金を設置し、管理運用をしてきたところであります。このたび在宅福祉、健康生きがいがづくりなど、地域福祉を包括的に推進する地域福祉基金との整理、統合を図るべく、老人福祉事業基金の全部を地域福祉基金に繰り入れ、老人福祉事業基金を廃止しようとするものであります。

附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町老人福祉事業基金条例を廃止する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第21、議案第13号 由仁町奨学金貸与条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町奨学金貸与条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町奨学金の返還が全て完了したことから、条例を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第13号 由仁町奨学金貸与条例を廃止する条例について内容の説明を申し上げます。

由仁町奨学金貸与条例は、昭和41年4月に制定し、経済的理由により就学困難な者に対して教育を受ける機会を与え、人材育成に寄与することを目的に平成22年度まで奨学金の貸与を行ってきたところであり、これまで227人の人材育成に貢献してきたところであり、

平成23年度からは、行財政改革により新たな奨学金の貸与を停止し、以降現在に至っておりますが、これまで貸与していた奨学金の返還が昨年12月に全て完了いたしましたので、本条例を廃止しようとするものであります。

附則であります、第1項は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、由仁町奨学基金の設置、管理に関する条例の廃止で、奨学金貸与条例廃止により奨学基金を全部処分し、由仁町奨学基金の設置、管理に関する条例を廃止しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町奨学金貸与条例を廃止する条例について、原案のとおり決するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第14号ないし日程第29 議案第21号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第22、議案第14号から日程第29、議案第21号までの令和3年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第22、議案第14号から日程第29の議案第21号までを一括議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。
議案第14号から議案第21号までの令和3年度各会計予算につきましては、さきに申し上げます令和3年度町政執行方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。
各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第14号から議案第21号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第21号までを議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時17分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第14号から議案第21号までの令和3年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日5日から3月11日まで休会とし、3月12日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

3月12日の開議時間は午前9時30分からいたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時18分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

1 番議員 大 畠 敏 弘

2 番議員 加 藤 重 夫